

技術提案書の提出者を選定するための基準

【湯来地域における小中一貫教育校校舎新築工事に伴う基本・実施設計業務】

評価項目	評価の着目点				配点 (評価の比重)	
	判断基準				小計	
参加表明者の技術力	過去の実績	過去15年間における教育施設等の新築、増築又は改築（改修、模様替工事は除く。以下同じ。）に係る日本国内の設計業務実績（平成22年6月以降の業務で公示日までに完了しているもの）1件（設計共同体の場合は、代表構成員及び構成員ごとに1件）を、その施設規模により評価する。 ※ 教育施設等とは、学校教育法の学校（小学校、中学校、義務教育学校（小・中一貫校）、高等学校、中等教育学校（中・高一貫校）、特別支援学校に限る）とする。以下同じ。 ※ 教育施設等のほか、建築基準法別表第1（い）欄（1）項から（4）項に掲げる用途に供するもの（下宿、共同住宅、寄宿舎は除く。）及び事務所その他これに類するものの実績を評価対象とする。			3	3 (10.0%)
技術者の資格	分担業務分野の技術者資格	各分担業務分野の主任担当技術者が有する資格により評価する。	主任担当技術者	建築（総合）	2	5 (16.7%)
				建築（構造）	1	
				電気	1	
				機械	1	
技術者の技術力	技術者経験年数	管理技術者及び各分担業務分野の主任担当技術者の経験年数により評価する。	管理技術者		2	7 (23.3%)
			主任担当技術者	建築（総合）	2	
				建築（構造）	1	
				電気	1	
	過去の実績	管理技術者及び各分担業務分野の主任担当技術者の過去15年間における教育施設の新築、増築又は改築に係る日本国内の設計業務（平成22年6月以降の業務で公示日までに完了しているもの）の各実績（それぞれ1件ずつ）を、その携わった実績業務の施設規模と、その実績業務に携わった立場により評価する。	管理技術者		2	7 (23.3%)
			主任担当技術者	建築（総合）	2	
				建築（構造）	1	
				電気	1	
	継続教育（CPD）	令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）において、取得したCPD取得単位により評価する。	管理技術者		1	3 (10.0%)
			主任担当技術者	建築（総合）	0.5	
				建築（構造）	0.5	
				電気	0.5	
	過去の実績	管理技術者及び建築（総合）の分担業務分野を担当する主任担当技術者について、主任担当技術者以上の立場で携わった受賞歴の回数により評価する。	管理技術者		3	5 (16.7%)
			主任担当技術者	建築（総合）	2	